

令和5年（第4回定例会）

観光建設水道委員会 会議録

令和5年12月11日

観光建設水道委員会 会議録

○開会日時 令和5年12月11日（月）

開議 午前10時00分 閉議 午前11時30分

○開会場所 市議会 第2委員会室

○出席委員（8名）

委員長 穴井宏二君 副委員長 小野正明君

委員 石田強君 委員 美馬恭子君

委員 森大輔君 委員 加藤信康君

委員 市原隆生君 委員 松川峰生君

○欠席委員（なし）

○委員外議員出席者（なし）

○執行部出席者（14名）

観光・産業部長 日置伸夫君 公営事業部長 上田亨君

建設部長 山内佳久君 上下水道局長 松屋益治郎君

観光課長 牧宏爾君 温泉課長 樋田英彦君

温泉課参事 河野文彦君 産業政策課長 大町史君

公営競技事務所長 山本直樹君 建設部次長 渡邊克己君

都市計画課長 籠田真一郎君 都市整備課長 山田栄治君

施設整備課長 登根澄君 上下水道局下水道課長 田邊和也君

○議会事務局出席者

課長 中村賢一郎 係長 甲斐俊平

主事 定宗隆一郎

○付託議案及び審査結果等

付託議案		審査結果
議第112号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号） 関係部分	全員一致による 原案可決
議第114号	令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算 （第3号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第124号	別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第125号	競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定に ついて	全員一致による 原案可決
議第126号	別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関 する条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第127号	別府市競輪事業建設改良基金条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第130号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第131号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第132号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第133号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第134号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決

議第135号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第139号	公共下水道事業の事務の委託について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和5年12月11日

観光建設水道委員会

委員長 穴井 宏 二

観光建設水道委員会 会議概要

○開議：10時00分

○穴井委員長

ただいまから、観光建設水道委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分、ほか13件であります。

審査は、お手元に配付しております議案の審査順序表の記載順により、各課から説明を受け、質疑を行い、採決いたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、公営競技事務所関係議案の審査を行います。

議第114号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）公営競技事務所関係部分、議第124号別府市競輪事業の設置に関する条例の制定について、議第125号競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、議第126号別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、及び議第127号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定についての5件について、当局から一括して説明願います。

○上田公営事業部長

本日、御審議いただく公営事業部公営事務所関連議案は、議第114号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）の予算議案1件と、議第124号別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定についてから、議第127号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定についてまでの条例議案4件の全部で5件でございます。

初めに、議第114号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、今年度の車券売上額の増加が見込まれることから、関連経費の追加額を計上しているものでございます。今回の補正額は40億1,410万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ370億5,701万8,000円でございます。

次に、議第124号別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定についてから、議第127号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定についてでございますが、アナログ車券からデジタル車券への時代の変化に対応するため、地方公営企業法の規定を全部適用し、公営事業部から公営企業局へ組織の改編を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、公営競技事務所長より御説明させていただきますので、委員の皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本公営競技事務所長

それでは、今回提出をいたしております議第114号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）関係部分及び議第124号別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について、議第125号競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、議第126号別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議第127号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

令和5年度別府市特別会計補正予算書15ページをお開きください。

まず歳入でございます。

開催売上を40億1,410万円増額し、補正後、車券発売金の額を359億4,190万円とするものでございます。

普通競輪の今年度売上見込みを、前期の売上げが当初予算比で約11ポイント増であったこ

とに伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。16ページをお開きください。

事業番号0060、職員人件費の追加額としまして、1,990万円を計上させていただいております。内訳としましては、職員数増に伴うものと、人事院勧告の反映に係るものでございます。

続きまして、事業番号 3405、普通競輪に要する経費の追加額としましては、35億4,034万9,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、売上げ増加に伴う各種開催経費と、市制100周年記念プレイベントとして開催します競輪の開催の広告費でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

一般会計繰出金3億3,000万円の増額でございます。内訳は、財政調整基金、小中学校給食費の補助に2億3,000万円。べっふ未来共創基金に1億円でございます。これにより、現計予算は3億4,000万でございますので、計6億7,000万円となります。

続きまして、18ページをお開きください。

予備費につきましては、補正要求後の調整額として1億2,385万1,000円の増額を計上させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議第114号関係部分の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書26ページをお開きください。

議第124号、別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、競輪事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることにより、競輪事業の目的（自転車競技法第1条第1項第22条）をよりよく実現するために条例を制定しようとするものでございます。

36ページをお開きください。

続きまして、議第125号競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定についてにつきまして、御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、競輪事業管理者の給与及び旅費を定めることに伴い、条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、40ページをお開きください。

続きまして、議第126号別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてにつきまして、御説明をさせていただきます。

提案理由としましては、公営事業局企業職員の給与の種類及び基準を定めることに伴い、条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、49ページをお開きください。

続きまして、議第127号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定についてにつきまして、御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、競輪事業に地方公営企業法の規定を全部適用し、企業会計を導入することに伴い、建設改良費（資本的支出として「4条予算」（地方公営企業法施行規則別記第1号予算様式第4条第1款第1項）に計上される固定資産（ソフトウェア等の無形固定資産を含む）の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、経営規模の拡大を図るために要する施設または設備の整備のためのもの）の財源に充てるため、既存の基金条例を廃止し、新たに別府市競輪事業建設改良基金を設置することに伴い、条例を制定しようとするものでございます。

以上、議第124号から議第127号までの議案4件につきまして、御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○石田委員

ちょっと質問なんですけども、基金条例の制定ってことなんですけど、これちょっと調べた限りだと、平成27年第1回観光建設水道委員会において、当時の競輪事業課長から、別府市競輪施設整備基金条例は、今後、老朽化した経営施設の整備に要する経費の財源を確保するための基金を設置するために制定されたって書いてたんですけども、これになると今度のポータルサイトの構築には使えないかなと思うんで、今回の条例っていうのは、そのポータルサイトを作るために、条例制定するっていうわけではないんですね

○山本公営競技事務所長

今の基金がポータルサイト構築に使えないからという理由で変えるものではございません。今回、上程をしております別府市競輪事業建設改良基金条例は、先ほども御説明しましたように、競輪事業に地方公営企業法の適用を全部適用し、企業会計を導入することに伴い、建設改良費の部分、基本的支出として4条予算という部分があるんですが、そこに計上される固定資産、この固定資産の中にはソフトウェア等も無形の固定資産も含まれるものの新規取得またはその価値の増加のために要する経費というもので、経営規模の拡大を図るために要する施設または設備の整備の財源に充てるために、今の議員おっしゃられる施設整備基金を廃止し、新たに別府市競輪事業建設改良基金を設置するという趣旨でございます。

○石田委員

僕も調べている別府市競輪施設整備基金の用途を定める条例では、この基金の使い道としては、第6条に基金の設置・目的を達成するために必要な経費を財源に充てる場合に限り、財源に充てる場合に限り、その部分または一部を処分することができるって書いてたんですけども、その第1条には本市の競輪施設の整備に要する経費の財源に充てるためと書いてあり、あくまで施設整備の経費の財源のためだったら使っていっていいよっていうための条例じゃないかなって思うんですけども。それと、この前が説明あったんですけども、ポータルサイトは設備というには当たらないっていうことを聞いたんですけども、この条例だと設備にしか使えないみたいな感じだったんですけど、それは全然全く関係ないですか。

○山本公営競技事務所長

今、議員御質問の分のポータルサイトの部分ですが、いわゆるこれはITインフラ施設となります。

ITインフラ施設とは、サーバーールームであったり、UPSの電源機器、スイッチやルーター、ケーブル等ネットワーク、サーバーやパソコン等のハードウェア、OSやアプリケーション等のソフトウェアで構成されていますので、この分は施設というところで、別府市競輪施設整備基金の対象となると考えております。

○石田委員

それだったら、議会を通さなきゃいけないって思うんですけども、それは大丈夫なんですか、議会を通さなくていいってことなんですか。

○山本公営競技事務所長

今回、議員おっしゃっているのは、ポータルサイト構築業務の契約の部分について、施設になるのであれば議会を通さないといけないのかっていうことかと思うんですが、この基金というのは、今、ITの施設に当たりますよという部分なんですけど、今回、ポータルサイトの契約につきましては、提案の内容が製造の請負というところで、うちに想定をしていた機械、サーバーがないというところで、役務の提供になるというところになりますので、この分の基金の部分のお話と契約の部分というのは、別という認識になっております。

○加藤委員

条例の制定の話をしてるんですけど、違うところに質問が行ってるような気がするんで。条例の制定の審議をお願いしたいと思います。

○穴井委員長

よろしいですかね。

○美馬委員

議会の議案質疑でも出ていたんですけども、もう一度ですね、今の時点で、公営企業化するメリットとデメリットがあれば、もう一度しっかり教えていただきたいんですけども。

○山本公営競技事務所長

先日、議案質疑でも御説明をさせていただいたんですが、競輪事業は事業の収益を一般会計に繰り出しをして、その財源を福祉の向上に寄与することに意義がございます。

今、競輪事業は、デジタル化に伴ういろいろアナログからデジタルに変わっていくという部分で、デジタル化に伴うその手法の部分において、企業会計を導入しないとデジタルの方にかじを切るのが難しくなったというところが経緯ではあるんですが、メリットとしましては、企業会計を入れることによりまして、今以上に見えない経費、今、私どもと特別会計というのは単式簿記ですので、お金が入ってくる、出てくるというふうな部分しか見えないのですが、企業会計に変わりますと企業と同じように複式簿記に変わりますので、見えない経費ですね、減価償却費であったりとか、あと退職にかかる引当金であったりとか、そういうような見えない経費も見えてきて、よりその経営とその状況の把握がしやすくなり、今よりも早く迅速な経営の判断と対応ができるというところがメリットだと考えています。

○美馬委員

デメリットは。

○山本公営競技事務所長

デメリットとしましては、小さな市役所からできるような形になりますので、今、市役所でしてます職員課の部分、人事の部分であったりとか、会計の支払いの部分であったりとか、契約の部分であったりが、企業局の方に参りますので、そこら辺にかかる人数も人員も増えますので、人件費のコストが少しかかるというところがデメリットであると考えております。

○美馬委員

結局、今の上下水道局と同じような形になるということですね。ということは、これから、

予算とか決算とか出すときに同じような形で資料が挙がってくるというふうに理解すればいいんですか。

○山本公営競技事務所長

はい。

○加藤委員

予算のところで、給与のベースアップの分は別として、職員の増という話があったんやけど、職種も含めてこれどういう任用の職員なんですか。

○山本公営競技事務所長

今年度、途中から3年の任期付の競輪専門員3名を年度途中で雇用しております。その分にかかる職員増になります。

○加藤委員

どういう業務をされてるのか。

○山本公営競技事務所長

3人の業務ですね、広報の業務が1名、施設に関する業務が1名、それと、うちにいます会計年度職員等の労務に関する業務が1名でございます。

○加藤委員

4月1日から公営企業化するというので、先ほど言ったその業務が小さな市役所ということでいろんな業務が増えてくるという、それを先取った形なのかなって感じがします。ただ、市の採用計画も含めて、今までは公営競技事務所も市の範疇に入ってたわけですね。だから独自でできるのもあるんですけど、過去、上下水道局もそうです。独自で採用とかをした経過もあります、やはりもう、ある意味、市の公務員が必ずそこに関わらなきゃいけないんで、市の人事当局としっかりその採用も含めて話は詰めてください。じゃないと、勝手に走るっていうわけにはいかない。市の職員は必ず絡むと思います。専門職ばかりで、企業運営をするということに僕はならない、必ず市の出向も含めてこれからも続くだらうと思いますので、そういう意味では、採用とか、財政の件もそうですけども、会計もそうです、必ず市との協力体制を組んでいただきたいなと思います。

あと、あわせて職員の任用方法変わりますので、例えば市の職員が出向、これから先何年間か出向という格好で行くでしょう、兼務になるのかどうか分かりませんが、これから先、今いる会計年度職員さんとかも含めて、それぞれ職員の立ち位置が変わってくるんですよ。だから、しっかり職員と話をしたい。それも職員課とも話をしたい。あわせて労働組合ともちゃんと話をしたい。それ以外はいい。

それから、個別の企業になるんで、現業職の方がかなりいるでしょうから、労働安全衛生法も含めて、そこら辺もしっかりと事前に準備をして取り組んでいただきたいなというふうに思います。これは、もう意見です。

○穴井委員長

ほかに御意見はございますか。

○森委員

公営企業化されることによってですね、今まで別府市の一般会計に繰り入れてくれているお金が今後、公営企業化されることによって、どういうふうになるのか、どのように考えていますか。

○山本公営競技事務所長

今、森委員御質問の部分ですが、今と変わりなく、一般会計に繰り出しは行っていくという予定でございます。

○森委員

それは変わりなくってというのが、今よりももっとその公営企業化することによって増やしていけますよってということなのか、今までと一緒にですよってということなのか、どちらでしょうか。

○山本公営競技事務所長

公営企業化をするに当たって、必ず今よりももうかるというふうなことにすぐになるわけではございません。現状の繰入金の額を維持しつつ、今後、業績が上がりまして、より繰入れができる収益が出ましたときには、今よりも増額をして繰り入れるということも考えております。

○穴井委員長

よろしいですか。

ほかに御質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第114号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第3号)公営競技事務所関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第114号公営競技事務所関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第124号別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第124号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第125号競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第125号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第126号別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第126号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第127号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第127号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、公営競技事務所関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時24分

再開：10時26分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、観光課、関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）観光課関係部分、議第130号 指定管理者の指定について、及び議第131号指定管理者の指定について、の計3件について、当局から一括して説明願います。

○日置観光・産業部長

観光・産業部からは、観光課、温泉課及び産業政策課から、議案を提出させていただいております。何とぞ慎重審議の上、よろしく願いいたします。

○牧観光課長

それでは、お手元の議案書59ページをお願いします。

59ページ、60ページの議案第130号、131号の2件について御説明いたします。

この2件につきましては、いずれも地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

議第130号は、別府市市民ホールの管理について、株式会社コンベンションリンクージと株式会社テイクファイブ及び株式会社メンテナンスから構成されるビーコンプラザ共同事業体に行わせようとするものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

公募施設の指定管理候補者の選定に当たりましては、別府市市民ホール及び大分県立別府コンベンションセンター指定管理候補者選定委員会で候補者の選定を行っております。

8月7日に第1回選定委員会の開催後、現地説明会等を経て、10月16日から10月23日までの間に応募のありました提案について、申請書等による資格審査を行い、10月26日の第2回選定委員会で内容審査及び面接審査を行い、候補者の選定を行いました。

その後、市長への報告を経て、11月13日に応募者に対し、選定結果を通知するとともに、11月13日には、市の公式ホームページにて公表いたしております。

続いて、議案書の60ページをお願いいたします。

議第131号が別府市的ヶ浜駐車場の管理について、株式会社ビー・フロントサービスに行わせようとするものでございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

公募施設の指定管理候補者の選定に当たりましては、別府市観光・産業部指定管理者候補者選定委員会で候補者の選定を行っております。

8月10日に第1回選定委員会の開催後、現地説明会等を経て、9月14日から10月2日までの間に公募のありました提案につきまして、申請書等による資格審査を行い、10月12日の第2回選定委員会で、内容審査及び面接審査を行い、候補者の選定を行いました。

その後、市長への報告を経て、11月28日に応募者に対して選定結果を通知するとともに、11月28日には、市の公式ホームページに公表いたしております。

次に、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算のうち、観光課関係部分について御説明させていただきます。

予算書の8ページをお願いいたします。

市民ホール指定管理料の債務負担行為限度額4億2,176万円でございます。

本件は、令和5年度から10年度までの別府市市民ホールの指定管理料を債務負担行為として定めたものでございます。

以上で、観光課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○加藤委員

それぞれの応募の状況、件数と、指定管理料の債務負担行為が挙がってるんですけど、変化っていうんですか、前回の指定管理料から今回、増えるのか、減ってるのか、それと使用料、利用料も含めて考え方の変化はないか。お願いします。

○牧観光課長

まず、市民ホールの分から報告いたします。

申請については、2社から申請がありまして、そのうちの1社が今回選定されたということになります。

指定管理料でございますけれども、前回これまでの5年間については約3億円、3億500万円の指定管理料で5年間としておりました。今回、4億2,000万円ということで金額が上がっているんですけども、この分につきましては、令和7年から8年度にかけて、休館を1年間いたします。その分の指定管理料が増えるというような状況でございます。

続いて、的ヶ浜駐車場ですが、こちらについては、1社のみのお応募となっております。こちらの方は、市への納入いただく比率が、今までは、100分の15だったものを、提案で100分の17ということで、比率の方が増えて、2%上乗せした収益増の計画努力をいただいているところです。

○加藤委員

休館という話があったんですが、この辺はもう少し詳しく教えてくれませんか。休館をすることで指定管理料が増える。そこら辺をお願いします。

○牧観光課長

大分県のビーコンプラザ全体のつり天井の部分を改修するというので、もう既に今年度から一部県、市の分の改修が始まっておりまして、大きな改修するに当たって、1年間休館をしなければいけないと。その間、収益が入ってこないような状況になりますので、その分を補填するというので、市と県とで負担していくというようなところで、指定管理料が上がっております。

○松川委員

ビーコンプラザ全部を休館するわけなのか。それとも部分的なものか。

○牧観光課長

それぞれコンベンションホールと、あとレセプションホールとかいろいろありますので、分けながら段階的に行っていきます。

○小野委員

あのヶ浜駐車場、そもそも何で観光課が管轄してるのか、過去の経緯をちょっと教えてください。

○牧観光課長

あの駐車場についてはですね、観光客等の利便性向上ということで設置しているものになっております。

○小野委員

あそこは的ヶ浜公園の一部だから公園緑地課でもいいのかなっていう気はしてる、わざわざ観光課がもってるっていう理由は。

○日置観光・産業部長

経緯としては、これまでは振興センターが管理しておりまして、中心市街地の観光客の誘客を図るということで、途中から観光課の方に所管となって、指定管理者制度を導入して、現在至っているところでございます。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)観光課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第112号観光課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第130号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議案第130号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第131号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第131号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、観光課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時36分

再開：10時36分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、温泉課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）温泉課関係部分、議第132号指定管理者の指定について、議第133号指定管理者の指定について、及び議第134号指定管理者の指定についての計4件について、当局から一括して説明願います。

○樋田温泉課長

温泉課関係部分について、御説明いたします。

まず、議案書61ページをお開きください。

61ページから63ページの議第132号、133号、134号の3件について、一括して御説明をいたします。

この3件は、いずれも地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議第132号は、別府市湯都ピア浜脇を有限会社サイエンスメンテナンスに、議第133号は、竹瓦温泉、不老泉、田の湯温泉、海門寺温泉、永石温泉のグループを、竹瓦温泉グループ地域開発共同企業体に、議第134号は、鉄輪むし湯を特定非営利活動法人鉄輪湯けむり倶楽部にそれぞれ管理を行わせようとするものでございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

議第132号から議第134号の市営温泉施設の指定管理者候補者の選定でございますけれども、別府市観光・産業部温泉課、指定管理候補者選定委員会での候補者の選定を行っております。8月24日に、まず第1回選定委員会の開催後、9月1日から募集を始め、現地説明会を経て、9月29日から10月6日までの間に応募のありました提案につきまして、温泉課にて書類審査を行い、10月23日、24日の2日間で第2回選定委員会で面接審査を行い、候補者の選定を行ったところでございます。

その後、市長への報告を経て、応募者に対し、選定結果を通知しております。

次に、議第112号令和5年度一般会計補正予算における温泉課関係部分について、御説明いたします。

予算書の8ページを御覧ください。

第3表の竹瓦温泉他4施設の指定管理料からです。

これは、先ほど説明をさせていただきました市営温泉施設の指定管理者の指定について、議題132、133、134号までの議決をいただきましたら、指定管理者と協定を締結することとなりますが、指定期間中、令和10年までの指定管理料について、債務負担行為を定めようとするものでございます。

今回、鉄輪むし湯を除く指定管理者を指定します施設ごとに5年間の指定管理料が債務負担の額となっております。

以上で、温泉課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○松川委員

鉄輪むし湯の指定が出たけど、以前いろんなことがあったわな。今は、きちっと管理して問題ないか。

○牧観光課長

今のところ、適正に管理運営をされてると承知しております。

○松川委員

なら、結構。

○加藤委員

先ほどもちょっと聞いたんですけど、応募者の数と、指定管理料の変化、前回とどう変わっているか、それと今の状況です、どこだったかな、まだ決まってないところありますよね。堀田か。すなわち応募者がいないという、その現状の中で、個々の3つについては、応募者がいたということで、それはそれでいいんですけども、やっぱり、どういう傾向にあるかというのは、しっかり把握しておかないと、またこの次、また応募者がいないとか、そういう状況にならないようにしてもらいたい。だから、ある意味競争も含めてほしいんですけども、応募者の状況をちょっと確認したいと思います。

○河野温泉課参事

まず指定管理料でございます。

指定管理料につきまして、竹瓦温泉グループの施設につきましては、前回比にしまして、指定管理料を減額しております。市営湯都ピア浜脇温泉につきましては、前回の指定期間と比較しまして、指定管理料の増額となっております。

一方、鉄輪むし湯につきましては、指定管理料減額といたしますか、今回独立採算での管理をお願いしているところでございます。

○加藤委員

競争はなかったでしょうか。

○河野温泉課参事

競争はございませんでした。全てのグループにつきまして、1社の方法として選定をしております。

○加藤委員

減額とか独立採算のことはすなわち、利用料の収入で運営をしていくということなんで、適正に運営されているかというのは、利用料収入を含めた報告書をしっかりと審査していかないと、えらいもうかっちゃってるのに、指定管理料を出したり、または市に納入すべきぐらいもうかっているのに、納入しないとかいうのは、こちらがもう報告書なりで把握するしかないんで、そこら辺のチェックをしっかりとやってください。

○穴井委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)温泉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第112号温泉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第132号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第132号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第133号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第133号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第134号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第134号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、温泉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時45分

再開：10時45分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、産業政策課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）産業政策課関係部分及び議第135号指定管理者の指定についての計2件について、当局から一括して説明願います。

○大町産業政策課長

それでは、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）産業政策課関係部分について御説明いたします。

事件議案について、御説明いたします。

議案書64ページをお開きください。

議第135号指定管理者の指定について、御説明をいたします。

これは令和6年度から令和10年度までの5年間、合同会社竹細工伝統産業会館共同事業体に別府市竹細工伝統産業会館の管理を行わせようとするものでございます。

指定管理候補者の選定につきましては、別府市観光・産業部産業政策課、指定管理候補者選定委員会を設置し、審査及び選定作業を行いました。

委員会での主な選定理由につきましては、当該会館の指定管理者として、良好な管理運営を行ってきた実績を有しており、施設の現状や利用者のニーズを踏まえた上で、現在の業務内容を継続しつつ、さらに重点的な取組を定めて、サービスの向上を図るという具体的な事業計画となっていること、また、専門性を有する人材の活用とともに、これまで管理業務に従事してきた人材についても、能力向上を図ることが計画されている点でも評価ができることが挙げられております。

以上が、主な選定理由でございます。

関連として、債務負担行為の補正がございますので、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）について、御説明をいたします。

予算説明書の8ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしました別府市竹細工伝統産業会館の指定管理者の更新に当たり、指定期間中の予算を確保するため、令和6年度から令和10年度までの5年間の債務負担行為補正として8,506万円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○美馬委員

この間ですね、シン・別府学講座で竹細工のお話をちょっと聞かしていただいたんですけども、市としてきちっと運営しているっていうかね、そういうのがとても珍しいというふうに言われていました。

ただ、現状だと、なかなか先行き厳しい状態にあるというふうなことだったんですけども、運営は、今継続してということなんですけど、これから先の見通しとして、運営に当たって市がプラスアルファ何かしていくというようなお考えはあるんですか。

○大町産業政策課長

お答えいたします。

シン・別府学講座の方で、私も一緒にお話聞いてたんですけども、昔から竹細工という

のは、公の力が入っていて、それで成り立ってきていたと。今、一番そのサポートをしてほしいと竹製品の協同組合の皆様が思っていることを聞き取りしながら、竹製品の組合の皆様の思いに沿ったサポートができていくといいなと思ってます。頻繁に意見交換はしているような状況ですので、皆様方の希望を聞き取りながら、できる限りのサポートをさせていただきたいと思っております。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)産業政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第112号産業政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第135号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第135号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、産業政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時54分

再開：10時54分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、都市計画課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度一般会計補正予算(第8号)都市計画課関係部分について、当局から説明願います。

○山内建設部長

それでは、本会議に提出しております議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

建設部からは、都市計画課を初め計2課より一般会計補正予算(案)を提出させていただいております。何とぞ、最後まで御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の方、担当課長より説明いたします。

○籠田都市計画課長

都市計画課長の籠田です。よろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課関係部分につきまして、説明させていただきます。

予算書の7ページをお開きください。

繰越明許費補正としまして、土木費、都市計画費、南部振興事業の6,810万円を計上してい

ます。これは楠銀天街の道路整備について、繰り越しを行うものであります。

なお、楠銀天街のアーケードの撤去につきましては、現在、入札の手続を行っているところで、年内には事業者と契約を行う予定であります。

道路整備につきましては、アーケード撤去と並行して、側溝整備、舗装改修、街路灯の設置などを実施していくものであります。

以上、都市計画課の関係部分の議案につきまして、説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

○加藤委員

撤去も含めて、日常的に人が通行している。それで、夜の町でもありますから、そういう意味ではかなり短期的にやっついていかないと、危険が伴うなっていう気がします。逆に、長引くと余分にお金がかかるかなって気がするんですけども、工期とかは、どのようにお考えでしょうか。

○籠田都市計画課長

アーケードの撤去につきましては、来年の12月までを予定しております。

段階的に、延長が300メートル以上ありますので、一気になかなか足場もかけられないと思いますので、足場をかけながら、段階的にやっついて、一応1年間ぐらいの工期になります。

○加藤委員

業者には、強い指導をお願いします。高所作業なんで、事故が伴うと思いますのでお願いします。結構です。

○松川委員

今回の工事、さっき加藤委員からもあったけれども、道路工事も上の工事も基本的には一緒に進めていくの。

○籠田都市計画課長

アーケード撤去を先にして、その後を追いかけるような形で道路整備を行っていく予定しております。

○松川委員

基本的には、一緒に進めていくってことだね。そうしないと今言ったように、ばらばらにすると時間がかかるんだと思うんで、ちょっとお聞きしたんだけど、そういうことであれば、結構です。

○渡邊建設部次長

一応、工事自体は別工事になります。若干のタイミング差はありますけれども、並行しな

がらやっています。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)都市計画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第112号都市計画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、都市計画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩：11時07分

再開：11時07分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、都市整備課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)都市整備課関係部分について、当局から説明願います。

○山田都市整備課長

それでは、議第112号都市整備課関係部分について、御説明をいたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正、第3表、下から2番目、道路維持事業から御説明をさせていただきます。これにつきましては、関係法令におきまして、公共工事の施工時期の平準化について求められていることから、年度当初において、工事の施工を可能とし、施工時期平準化を図るために行うものでございます。

舗装及び側溝改修工事に対して3,500万円を受け、債務負担行為として計上するものです。

続きまして、9ページをお開きください。

地方債補正、第4表の1、災害復旧事業の限度額490万円でございます。これは災害復旧事業の財源といたしまして、地方債を活用するものでございます。後ほど歳出の方で御説明をさせていただきます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

13ページの5、災害復旧費国庫負担金10,005,000円でございます。これにつきましては公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づきまして、復旧工事費の一部を国が負担するものでございます。こちらも災害復旧関係となりますので、後ほど説明をいたします。

次に21ページをお開きください。

10災害復旧債490万円でございます。先ほどの地方債補正の額を歳入として計上いたしております。

最後に、歳出について御説明いたします。

56ページをお願いいたします。

事業番号0809、災害復旧に要する経費の補正額として1,500万円を計上いたしております。これにつきましては、令和5年6月29日から7月11日の梅雨前線豪雨により被災しました市道坂本折田線、別府市の南立石八幡町でございます。これらの災害復旧を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。何とぞ審議のほどよろしくをお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

○市原委員

債務負担行為の3,500万円、5年度から6年度っていうんだけど、令和6年度どのぐらいまでこの費用は道路の補修とかあるでしょ。令和6年度いっぱいこの金額でいくという感じですか。

○山田都市整備課長

まだ、当然来年度予算確定しておりませんが、例年、道路維持補修工事費で2億円程度の予算を組んでおります。そのうちの3,500万円を債務負担行為で平準化のために、いわゆる前倒して年度当初に工事にかかるようにするものでございますので、3,500万円が全てということではございません。

○穴井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第112号令和5年度別途市一般会計補正予算(第8号)都市整備課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第112号都市整備課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、都市整備課関係議案を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時12分

再開：11時21分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、上下水道局関係議案の審査を行います。

議第139号公共下水道事業の事務の委託について、当局から説明願います。

○松屋上下水道局長

それでは、今議会に提出しております議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

上下水道局といたしまして、下水道課より議第139号公共下水道事業の事務の委託についてを提出させていただいております。何とぞ、最後まで十分御審議されるよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは詳細につきましては、担当課長の方より説明申し上げます。

○田邊上下水道局下水道課長

議案書の72ページを御覧ください。

議第139号公共下水道事業の事務の委託についてでございますが、地方自治法第252条の14、第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務・規約により、大分市に委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項本文の規定により議会の議決を求めるものであります。

概要といたしましては、事業主体となります大分市が汚泥固形燃料化施設を建設・管理を行い、別府市を含む県内8市町が、公共下水道から生じる脱水汚泥を、大分市が建設した固形燃料化施設に搬入して、再資源化を行うものであり、大分県内で進めております広域化・共同化計画の一環として行う事業となっております。

費用負担については、固形燃料化施設の建設から維持管理に係る費用を大分市が負担し、他の市町は、汚泥搬入量に応じて、大分市に処分委託料を払う内容となっております。

また、別府市からの汚泥搬入開始は、令和7年4月からで、事業終了は令和27年3月を予定しており、事業期間は20年間となっております。

以上で、議第139号公共下水道事業の事務の委託についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○松川委員

今回これ変えるんだけど、今まではどうしてた。

○田邊上下水道局下水道課長

これまでは、福岡の北九州の手前の苅田町にありますセメント処理工場まで運搬して処分していただいたところが今回大分市に、近くに処分場が変わるといふふうになりました。

○松川委員

費用の面はどのぐらい差があるの。今と新しいのでは。

○田邊上下水道局下水道課長

費用軽減ですけども、現行運搬処分にかかる費用は、年間で7,500万円ほどかかっているんですけども、今後、人件費とか燃料費の高騰で、ちょっと見通せない部分も多いです。年間500万円程度は軽減できるんじゃないかと考えております。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

これまでは、再利用はコンクリート。今回は燃料、ちょっとそこら辺のその雰囲気は分かりません。あんなものが燃料になるのかというようにちょっと思ってたんですけど、燃料施設でコンクリート化をするのか、ちょっとそこら辺の細かいところ分かりますか。

○田邊上下水道局下水道課長

現在、大分市が進めております固形燃料化施設でございますが、下水道から生じる脱水汚泥ですね、泥状の有機物が固まった泥状のものなんですけども、それを施設に持ち込んで、そこで炭の状態まで乾燥させてですね、それをペレット状といって、小さい粒にして、それを新日鉄とかのところに運びまして、それを燃料としても再利用されるという予定です。

○美馬委員

私もちょっと説明が分かりにくかったので、聞かせていただきましたけど、燃料化した場合に、こちらから処理してもらうのに、委託料としてお金を今までよりも500万円近くは削減できて、委託料として出すんですが、その固形燃料化されたものに関しては、どういうふうな形で、処理がされるのか、別府市に何か還元があるのか、そこら辺を教えてください。

○田邊上下水道局下水道課長

処分についてはですね、大分市が、今、20年間契約でSPC（特別目的会社）に管理運営を委託しております。そちらの方の会社が販売というか、新日鉄などに販売して、それを事業の運営費の一部に充てるというような仕組みになっております。

別府市に関しては、処理場に持ち込んだ処分費というような形になりますので、直接影響は出ないような状況です。

○美馬委員

そこがなかなかちょっと理解できなかつたんですけども、要するに20年間そこら辺は大分市が立ち上げたその処理施設に対しての維持費として賄っていくと、別府市としてはその後のことはまた先になるということになるんですかね。

○田邊上下水道局下水道課長

燃料化したものについては、大分市のSPCという会社の運営費に充てて、そのほかに大分市が施設の管理運営費を目的会社にやっていますので、そこで、毎年別府市から大分市に汚泥の処分の委託料をお支払いするんですが、それは毎年見直しをして、その前の年の利益とか、そういった水準を考慮して、単価を決めるような形になります。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第139号公共下水道事業の事務の委託について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第139号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、上下水道局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもって、観光建設水道委員会を終了いたします。

○閉議：11時30分